

鹿児島市市民奉仕活動賠償傷害保険契約に係る仕様書

1 契約内容

鹿児島市市民奉仕活動賠償傷害保険取扱要綱（以下「要綱」という。）に定める損害保険契約

2 奉仕活動の範囲

要綱第2条第1号及び第3条のとおりとする。

（奉仕活動の事前打合せ会議等も奉仕活動とする。）

3 補償対象者

(1) 賠償補償対象者

市民奉仕活動の主催者又は市民奉仕活動に従事する者（代表者、指導者若しくは団体の会員）

(2) 傷害補償対象者

市民奉仕活動に従事する者（代表者、指導者若しくは団体の会員）又は市民奉仕活動の参加者

(3) 補償対象者については無記名方式となるので、契約時には見込み人数の通知のみとし、記名登録は要しないものとする。

(4) 補償対象者についての年齢制限は、ないものとする。

4 補償額

(1) 損害賠償保険の場合

ア 管理者賠償責任	対人賠償	1人につき	最高	6,000万円
		1事故につき	最高	1億2,000万円
	対物賠償	1事故につき	最高	300万円
イ 生産物賠償責任	対人賠償	1人につき	最高	6,000万円
		年間総てん補限度額		1億2,000万円
	対物賠償	1事故につき	最高	300万円
		年間総てん補限度額		600万円
ウ 保管物賠償責任		1事故につき	最高	300万円

なお、ア～ウに係る免責金額は、いずれも1事故につき、5,000円とする。

その他の条件は、要綱第7条第2項第1号のとおりとする。

(2) 傷害保険の場合

ア 死亡		300万円
イ 後遺障害	最高	300万円
ウ 入院	日額	3,000円（180日分が限度）
エ 通院	日額	2,000円（90日分が限度）

なお、入院、通院にあつては、7日以内の治療は、保険対象外とする。8日以上の治療に係る補償は、7日以内の分も含めて全日数保険対象とする。

その他の条件は、要綱第7条第2項第2号及び第3号のとおりとする。

5 補償の範囲

集合地に集合した時から解散地で解散する時までの間とする。ただし、傷害保険については、自宅から集合地まで及び解散地から自宅までの合理的経路の往復途上中についても適用する。

6 保険契約期間

(1) 賠償責任保険

令和7年4月1日午後4時から

令和8年4月1日午後4時まで（1年間）

(2) 傷害保険

令和7年4月1日午後4時から

令和8年4月1日午後4時まで（1年間）

7 令和7年度の被保険者数

(1) 賠償責任保険

団体数1, 445団体

被保険者数200, 903人（代表者、指導者を含む。）

(2) 傷害保険

被保険者数200, 903人（代表者、指導者を含む。）

8 過去に補償金の支払われた事例及びこれまでの実績

(1) 過去に補償金の支払われた事例は、別紙1を参照し、全て保険の適用があるものとする。

(2) これまでの実績については、別紙2参照

9 保険料確定精算

保険料の確定精算に関しては、不精算とする。

10 その他

医師から診断された熱中症については、保険の補償対象として含むこととする。また、仕様書、要綱に定めのないものについては、協定書に定めるものとする。